

定例教育委員会会議録

令和2年3月27日

境港市定例教育委員会（令和2年3月27日委員会会議録）

招集年月日 令和2年3月27日 15時30分

招集場所 市役所第三会議室

開 会 15時30分 教育長宣言

教育委員会 教育長 松本 敏浩

委 員（職務代理人） 中田 耕治

委 員 徳永 由樹 十河 淳 渡邊 不二子

教育長から説明のため出席を求められた者

教育委員会事務局次長兼

教育総務課長 木村 晋一

教育委員会事務局長 松原 隆

学校給食センター所長兼

教育総務課長補佐 松本 昭児

教育総務課指導係主幹 築谷 健作

生涯学習課長 黒崎 享

生涯学習課長補佐 北野 瑞拓

生涯学習課生涯学習係長 角本 豪

教育総務課管理係長 荒岡 真樹

傍聴者数 なし

会議書記 教育総務課管理係長 荒岡 真樹

議決事項 議案第5号 境港市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第6号 境港市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第7号 境港市渡公民館長の任命について

議案第8号 境港市外江公民館長の任命について

議案第9号 境港市境公民館長の任命について

議案第10号 境港市上道公民館長の任命について

議案第11号 境港市余子公民館長の任命について

議案第12号 境港市中浜公民館長の任命について

議案第13号 境港市誠道公民館長の任命について

議案第14号 令和2年学校教職員の研修について

議案第15号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

議案第16号 境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
委嘱について

議案第17号 境港市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改
正する規則の制定について

議案第18号 境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命について

議案第19号 境港市学校運営協議会委員の任命について

議案第20号 境港市立学校職員の業務量等の管理に関する規則の制
定について

議案第21号 境港市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正す
る規程の制定について

議案第22号 境港市立学校職員の勤務時間の上限に関する方針の策
定について

協議事項 3月定例会市議会教育委員会関係質問答弁について

報告事項 3月の行事報告、4月の行事予定など

北野課長補佐

7つの公民館長の任命に関する議案ですが、公民館長の職が、令和2年4月1日からの制度改正により、非常勤特別職から会計年度任用職員に変更になったため、館長の任期が2年から、会計年度任用職員の雇用期間となっている1年を任期とすることと、あわせて、これまで任期のはじまりとおわりが各公民館でバラバラだったものを統一するために、すべての公民館長を任命する議案となっています。順番に説明します。議案第7号境港市渡公民館長の任命についてです。現在、早川公民館長が平成28年から務めています。令和2年4月1日からも再任するものです。任期の途中ですが、制度改正により任期1年として任命するものです。議案第8号境港市外江公民館長の任命についてです。現在、松浦公民館長が平成26年から務めています。任期満了に伴い、任期1年で再任するものです。議案第9号境港市境公民館長の任命についてです。現在、植田公民館長が平成30年から務めています。任期の途中ですが、制度改正により任期1年として任命するものです。議案第10号境港市上道公民館長の任命についてです。現在、清水公民館長が平成28年から務めています。任期満了に伴い、任期1年で再任するものです。議案第11号境港市余子公民館長の任命についてです。現在、阿部公民館長が平成26年から務めています。任期の途中ですが、制度改正により任期1年として任命するものです。議案第12号境港市中浜公民館長の任命についてです。現在、松本公民館長が務めています。任期満了に伴い、任期1年で再任するものです。議案第13号境港市誠道公民館長の任命についてです。現在は、古徳公民館長が務めています。このたび2年の任期満了により退任します。公民館長を任命する際には、自治連合会会長と公民館運営審議会委員長の推薦を受けることになっています。自治連合会会長と協議をしましたが、誠道地区内では候補者を見つけることができませんでした。誠道地区の人ではありませんが、昭和40年代から60年代に誠道地区に住んでいた、築谷さんが推薦されましたので、推薦を受けて、このたび誠道公民館長として提案します。以上です。

松本教育長

ただいま、7館の公民館長の提案がありました。質問等ありませんか。

中田委員 任期が1年ということは毎年再任等をする事になりますか。

北野課長補佐 任期途中で退任等がなければ毎年3月に教育委員会で議決することになります。会計年度任用職員は、5年間は継続して雇用することができますので、退任がなければ再任で任命することになります。

松本教育長 そのほか質問等ありませんか。(質問なし)それは承認ということによろしいですか。(異議なし) つづいて、議案第14号令和2年度学校教職員の研修について事務局から説明をお願いします。

松原事務局長 議案第14号令和2年度学校教職員の研修についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第8号の規定により、校長、教員その他の教育関係職員の令和2年度における研修方針を定めるものです。それぞれの教職員のキャリアステージに沿った本市での研修を体系化しています。職務遂行に必要な資質能力や指導力の向上を図る研修を来年も計画しています。特に講師の資質向上の研修を充実させていく必要があります。また、管理職も大量退職に向けて育てていきたいと思っています。以上です。

松本教育長 ただいまの説明で質問とありませんか。

中田委員 新型コロナウイルス感染症などで予定どおり研修を実施できない状況が出てくると思いますが、その際はこういった対応になりますか。

松原事務局長 刻々と状況が変わる中で密集するような研修はなくしていく方向にあります。本市では、あるていど少人数で研修が行えるので、感染防止を徹底して、できるだけ研修会は実施するようになりたいと思います。

松本教育長 法定研修である初任者研修会などは、今年度実施できなかった場合、初任者でなくなってしまうため、2年目に実施することはできません。市が計画する研修は調整が可能です。本日、新型コロナウイルス感染症の件で、市町村の教育長が県庁に集

まって今後の対応についての話がありました。そのなかで、東京都のように、首都を閉鎖するような動きの中で、県外での教職員の研修をどうしていくのか。境港市の職員は県外の出張を自粛するという方針はでています。そのあたりは今後どうするのか提示するということでした。中には計画しても実施できない研修がでてくるかもしれません。そのほか質問等ありませんか。（質問なし）承認ということによろしいですか。（異議なし）つづいて、議案第15号鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設定について事務局から説明をお願いします。

松原事務局長

議案第15号鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置についてです。令和3年度から令和6年度まで使用する中学校教科用図書の採択にあたり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条4項の規定により、米子市、境港市、南部町、大山町、伯耆町、日南町、日野町、江府町の各市町及び米子市日吉津村中学校組合教育委員会は、鳥取県西部地区教科用図書採択協議会を次のとおり設置するという内容です。来年度、中学校で新しい学習指導要領になりますので、それにともない教科書が変わります。鳥取県では、東・中・西部地区それぞれに教科用図書採択協議会をもって教科用図書の採択をすることになっています。前年度に採択協議会を設置して教科書を決定していきます。境港市が選出する採択協議会委員を松本敏浩教育長としています。以上です。

松本教育長

ただいまの説明で質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということによろしいですか。（異議なし）つづいて、議案第16号境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について事務局から説明をお願いします。

木村次長

議案第16号境港市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてです。学校保健安全法第23条の規定により、教育委員会が委嘱することになっています。誠道小学校が閉校になるため名簿からなくなっています。学校歯科医を務めていた永見先生は閉院のため引退します。新たに、第一中学校の歯科医にあい・あだちデンタルクリニックの足立先生が学校歯科医になります。余子小学校を担当する足立守先生も配置換えになっています。いずれも任期は令和2年4月1日から令和4

年3月31日までの2年となっています。学校の健康診断は6月30日までに実施するよう法律で規定されていますが、新型コロナウイルス感染症の関係で6月30日を超えても実施可能になる国からの方針がでてきています。各学校で、学校医、学校歯科医、学校薬剤師で協議をして適切な時期に実施していく予定です。以上です。

松本教育長

ただいまの説明について質問等ありませんか。

中田委員

学校医の選定は、学校の付近の医師等をお願いすることになっていますか。

木村次長

基本的には境港市内の医師・歯科医におねがいするようにしています。学校保健会の細田先生と協議をして内科医・小児科医に各学校の学校医をお願いしています。歯科医は、西部歯科医師会の木村先生と協議をして担当を決めています。

松本教育長

そのほか質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということよろしいですか。（異議なし）つづいて、議案第17号境港市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

木村次長

議案第17号境港市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定についてです。このたびの人事異動によって学校給食センターに現在課長補佐兼務で係長級の学校給食センター所長を置いています。係長を置かないことになりましたので、規則に記載してある学校給食センターを削除することになります。それに伴って、学校給食センターが所掌する事務が管理係に移動することになります。以上です。

松本教育長

ただいまの説明について質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということよろしいですか。（異議なし）つづいて、議案第18号境港市第三中学校区学校運営協議会の任命について事務局から説明をお願いします。

木村次長

議案第18号境港市第三中学校区学校運営協議会委員の任命についてです。境港市学校運営協議会設置等に関する規則があ

り、そこで学校の教職員や地域住民などを委員として任命することになっています。定数は20名以内です。第三中学校区の学校長の推薦に基づいて、今回、18名を委員に任命したいと思います。定員に達していませんが、今後、増えることもあります。概ね学校運営協議会準備委員会で熟議等に参加していただいた方です。以上です。

松本教育長

ただいまの説明について質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということよろしいですか。（異議なし）つづいて、議案第19号境港市学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

木村次長

議案第19号境港市学校運営協議会設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条文改正が行われたことによるものです。その法律の第47条の6の規定を引用して規則を制定していましたが、「第47条の6」が「第47条の5」へ変わったことにより規則を改正するものです。以上です。

松本教育長

ただいまの説明について質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということよろしいですか。（異議なし）つづいて、議案第20号境港市立学校職員の業務量等の管理に関する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

木村次長

議案第20号境港市立学校職員の業務量等の管理に関する規則の制定についてです。働き方改革の一環で、公務員・教育公務員の働く時間の上限規定を設けるものです。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の第7条が改正されたことによって、教育職員の正規の勤務時間、それ以外の時間に行う業務の量、その他教育職員の健康と福祉に関して適切に管理を行うように指示があります。国の指針や県の条例改正・規則制定がされて、市町村教育委員会についても同様に定めることとされております。教育委員会が、教職員の労働時間をきちんと管理するよう定めたものです。学校では、校長が勤怠管理システムで教職員の出退勤の時間をきちんと把握をして、たとえば1カ月について45時間を超えないように、1年

については、360時間以内にするように管理すること、教職員が児童生徒に対応する際に突発的な事項や予想できない事案に対応する際にどうしても時間外勤務が生じる場合でも、1カ月に100時間以内、1年では720時間に収めるように定めたものです。内容は、国が定める基本的な指針に基づいた鳥取県の県立学校等と同じ扱いで、県内他市でも同様の内容で規則を制定して、規則を制定した後は、それぞれの市町村教育委員会で基本的な方針を定める流れになっています。以上です。

松本教育長

これは最近話題になっている規則です。ガイドラインで実施していましたが、このたび規則・方針を制定・策定して守ることになります。教職員の場合は罰則規定がないが、規則の趣旨を理解したうえで勤務をすることになります。そのほか質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということよろしいですか。（異議なし）つづいて、議案第21号境港市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について事務局から説明をお願いします。

木村次長

議案第21号境港市立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定についてです。先ほど説明をしました業務量等の管理規則と関連しています。一つ目に、令和2年4月1日に地方公務員法が改正されるのに伴い、1年ごとに任期を区切った会計年度職員の制度が始まり、会計年度職員の服務の宣誓という手続きを定めるものです。地方公務員法で規定されている自治体職員については条例の改正をしています。教育職員については、服務規程の改正で可能ということです。服務の宣誓をどうするかというところは、服務宣誓書に署名をする方法、読み上げる方法などがありますが、教育委員会で独自に定めることができるという内容です。二つ目に、業務量の管理規則に基づく勤怠管理を学校長が在校時間を把握するための管理をして、上限を超えないように教職員に指示をするようにという内容です。

松本教育長

ただいまの説明について質問等ありませんか。（質問なし）それでは、承認ということよろしいですか。（異議なし）つづいて、議案第22号境港市立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について事務局から説明をお願いします。

木村次長

議案第22号境港市立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針の策定についてです。議案第20号、議案第21号に関連するものです。規則を制定して、服務規定を改正し、方針を策定するという流れになっています。いわゆる業務量等管理規則に基づいて、境港市立学校職員の勤務時間の上限に関する方針を策定し、「超勤4項目」以外の業務も含めての勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものです。方針には、規則や服務規程の内容をわかりやすく定めています。時間外業務時間の上限時間の項目で、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を時間外業務時間と定めています。出退勤時間が基本になりますが、その中で、校外で業務として研修に参加した時間や児童生徒を引率して外出した時間も含むことになっています。また、教職員自らの判断で自己研さんのための時間と休憩時間、業務外の時間、自宅に持ち帰っての業務は業務時間に含まないこととなります。この表現は、国・県と同等の内容にしています。時間外業務時間を把握したうえで、一カ月あるいは一年の上限時間を超えないようにするという定めになっています。校長がきちんと把握することと教育委員会も学校の状況をしっかり見て、なにか問題があれば対応することになっています。最終的には、職員の健康管理が一番大事ですので、上限時間を超えるような事態になれば、適切に産業医等の受診をさせるなど、心身ともに健康が保てるような指示を行うこととなります。以上です。

松本教育長

関連のある規則・規程・方針となっています。校長としても悩みが多い部分です。国は時間外勤務を減らす一つの方法として、教員の力量を高め、効率的に業務をできるようにしなさいと言っていますが、力量を高めるためには、研修などの力量を高めるための取組が必要になってきます。その取り組みによって時間外勤務が増える結果になってしまい、難しい状況です。中学校は特に、部活動の問題があって、時間外の大部分を部活動が占めている状況です。部活動の時間も制限をかけるということと、部活動指導員を配置して教員の負担を軽減するという取り組みも併せて行わなければなりません。部活動の問題を真剣に考えているのは全国で鳥取県だけで、他県はあまり部活動のことは考えていないようです。鳥取県は部活動だけで、特に

高校は、45時間を超えてしまう実態があつて、それを高校の教員ということではなく協会員として、一つのスポーツの競技団体の一員として日曜日・土曜日の指導にかかわるという提案を、鳥取方式で考えていたら、労働局からダメだと言われたので今後どうするか検討しなければなりません。他県のスポーツで活躍している学校は、勤務対応がぜんぜん違って、私立の高校は授業をする教員と部活をする教員は別になっていて、部活をする教員は16時から8時間勤務になっている。そういったレベルの高校が全国で優勝を争っています。鳥取県のような授業をしながら部活をするところはとても太刀打ちができません。

中田委員 勉強のための時間と部活動の時間を振り分けるということもできますか。

松原事務局長 教育課程というのがあって、中学校の国語なら140時間といった年間の時間数が決まっています。教育課程上の時間数を時間割の中で確保しながら、さらに勤務時間内では教育活動に充てていくことになります。ただ中学校では、部活動があるので、できるだけ削減するようにしますが、その方策がなかなか見いだせていないのが実情です。本市では週に2回部活動を実施しない日を設けていますが、そういったことを拡充していきたいと思います。

松本教育長 小学校は部活がありませんが学校事務や学習の準備で45時間を超えている職員もいます。きりがいい部分があるのでそのあたりを効率的にしなければならぬと思います。力量や経験の差もありますので、時間を区切られると苦勞する教員もいます。うまくやっていかなければなりません。そのほか質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということによろしいですか。（異議なし）つづいて、協議事項にはいります。

【4. 協議事項】

松本教育長 3月定例市議会教育委員会関係質問答弁についてご意見等ありませんか。

渡邊委員 先ほど、効率化や業務の削減や部活動指導員の配置といった

市単独で実施するのは多々あると思います。教師にも力量の差があると思うので、今後の教員を育てるという視点から考えると働き方にも、ワークライフバランスといった教員が病気になってしまえば子どもたちに元気を与えられないので、管理職や教員一人一人の意識改革が必要だと思います。チームで行うということ意識してもらいたいと思います。時間管理は意識を高めていくうえでも必要なことですし、点検していくことで自分の働き方も認識できます。教育員会で人員配置や仕事量の管理をコミュニティ・スクールの力を借りながら業務カイゼンに結び付けてもらいたいと思います。私個人の思いとしては、教員は子どもを育てる、人を育てる大切な仕事で、これから先50パーセント程度、人がする仕事がなくなっていくと言われていますが、教員は人の心を育てたり、人間を育てる仕事なのでなくならないと思います。持続可能な社会にしていくためにも子どもたちの育成に、教師の育成に力をいれていただきたいと思っています。

松本教育長

ご指摘のとおりだと思います。チームで取り組むということはたいへん必要なことで、個人に任せるとそこが閉鎖的な部分になって改善も行われず、ミスも指摘されない状況になってしまいます。集団でやりながら先輩に学ぶということが大切だと思います。学校組織の中に取り入れていきたいです。今回誠道小学校の閉校についても質問がありました。我々は誠道小学校の閉校に向けて2年間準備をしてきました。子どもたちにとって思い出に残る閉校式をさせたいという思いがありました。それから新しい学校に行くようになりますが、そのときに子どもたちが不適應を起こさないようにどうしたらいいかということはずっと話し合いながらやってきました。その肝心の時に新型コロナウイルス感染症の問題が入ってきて、大変残念でした。

渡邊委員

誠道小学校の児童が余子小学校へ移る際のメンタルの面で、両校で何回も交流をしてもらったり、人事異動の際にも配慮をしていただいたり、子どもたちの精神的な支柱になっていると思います。子どもたちは適應能力が非常に高いですから、それぞれのいいところをスクランブルすることでさらにパワーアップした学校になるといいと思います。

松本教育長 そのほか質問等ありませんか。（質問なし）それでは協議事項は終わります。つづいて、報告事項に入ります。

【5. 報告事項】

《教育総務課 生涯学習課 行事等報告》

松本教育長 ただいまの報告について質問等ありませんか。

十河委員 新型コロナウイルス感染症の影響で学校が急に休校になったことで給食の材料を廃棄するような状況などはありませんでしたか。

松本課長補佐 3月が休校になったことによる給食食材は、基本的には卸業者に連絡をして、キャンセルの対応をとらせてもらいました。卸業者も仕入れメーカーに返品ができるものが多かったようで、在庫を抱える状況にはなりませんでしたが。一部返品が利かなかったものに関しては、冷凍食材が主なものになるので、ストックしてもらって、4月以降に給食が再開した際に使用するようにしたいと思っています。市内農家から大根200本分を市の方で対応してほしいということがありましたので、それは市の職員に協力してもらい購入することができました。大きな問題になることはありませんでした。

十河委員 休校中には先生には家庭にプリントを配布していただいたり、様子をうかがっていただいたりしていただいたようですが、外にでかけるようにはなりませんが、子どもたちの様子はどうですか。無料で「すらら」が4月まで使えるようになっていますが境港市からどれくらい申し込みをしているかわかれば教えてください。

松原事務局長 3月2日から臨時休業で18日から再開しました。子どもたちは2週間、家で過ごしたり、運動不足になったりしてメンタルの面で不安定なところがありましたが、再開して全員が集まることはできませんでしたが、友だちに会ったり、先生に励まされたりして元気をもらえたようです。ICTを活用した家庭学習で「すらら」というソフトがあり、県教育委員会がIDを5

0,000アカウント準備しています。家庭で活用できる環境があるかどうかは、学校・教育委員会事務局は把握しきれていません。学習ができるサイトなどは紹介していますが、「すらら」がどれくらい利用されているかは把握していません。県からも情報が来ていません。

松本教育長

次の報告事項である、新型コロナウイルス感染症の対応についても報告をお願いします。

《松原事務局長 報告》

松本教育長

それぞれの市町村の対応は特色があるように感じました。特に学習ということに重点をおいて、休んでいる間にどうやって子どもたちに学習をさせるかということ。岩美町ではアンケート調査を実施して、各家庭のICT環境がどこまで整っているかということ調べていました。その結果、各家庭で学習ができる環境を作っています。日南町では、「すらら」を使って学習をさせているということでした。機敏に動いていました。県教育委員会が教育長の緊急メッセージで方針を変更しましたが、これは総理大臣が緊急対応ということで3月2日から休校を要請しました。全力疾走をしながら、対応してきました。鳥取県は幸いにも、いまだに感染者がでていません。一方で、世界の状況はパンデミックが起こっていて、すぐに改善することは予測できない、長期戦になります。そういった状況で対応を変更するところが今回の教育長のメッセージです。臨時休業という措置をとっていたら、長期戦はできないので、学校を開くという方針に切り替えました。高校生通学費助成制度について事務局から報告してください。

《木村次長 報告》

松本教育長

非常に悩ましい制度です。議会からも実効性がないと言われていています。米子市に通学する生徒が対象にならないような制度はどうかと。町村は、独自の制度を設けているので、境港市も、他の3市に声掛けをして、基準額をさげるようにしてはどうかという提案がありました。ただ、地元の高校が3年連続定員割れをしている状況で、市外に進学する生徒に助成をする

べきかどうか悩みます。県が一律に決めた7千円の基準額でとりあえずやってみて、実態をみながら、制度を変えていくことが必要かと思います。質問等ありませんか。（質問なし）つづいて、境港市民交流センター（仮称）のVR（仮想現実）映像完成について事務局から報告してください。

《北野課長補佐 報告》

松本教育長 ただいまの報告について質問等ありませんか。（質問なし）

【6. 閉会】

松本教育長 それでは議題は終了しました。本日の定例委員会は閉会といたします。ありがとうございました。